



平成26年9月28日
内閣府（防災担当）

平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部の設置について

1. 趣旨

平成26年（2014年）御嶽山噴火による災害において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき、平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部に、その事務の一部を行う組織として、平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部（本部長：松本内閣府大臣政務官）を置く。

2. 構成

内閣府、警察庁、消防庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、国土地理院、
気象庁、防衛省

3. 設置場所

長野県庁

4. 設置日時

9月28日22時00分

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）付

小野、森田、中川

TEL：03-3501-5695（直通） FAX：03-3503-5690